

## 令和2年度第1回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年4月20日（月）午前9時30分～午前10時40分
- 2 場 所 山口市役所（山口総合支所） A会議室
- 3 出席者
  - （1）出席委員（農業委員23名中13名：推進委員0名）  
上田 正士、海地 博志、河村 吉人、恒富 竹司、徳田 文雄  
中川 恵美子、中谷 敏明、原田 雅恵、原田 好子、藤村 守  
安田 敏男、安野 正純、山根 良男、
  - （2）欠席委員（10名）  
荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、小野 基之、片山 潤之、賀屋 忠之  
神田 一夫、田戸 洋志、藤原 敏郎、山根 伊都子、吉富 崇子
  - （3）事務局  
増岡局長・徳本参事・竹中主任主事・岩本
  - （4）会議傍聴人
- 4 会議
  - （1）議事録署名委員指名
  - （2）議案審議
  - （3）その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和２年度第１回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、２３名中、出席１３名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

上田正士 委員 及び 海地博志 委員

をお願いいたします。

それでは、農地法第３条に係る申請についての審議を始めます。

農地法第３条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは１ページをお開きください。

合わせて、参考位置図１ページをお開きください。

議案第１号、佐山です。

申請地は、ＪＲ周防佐山駅から北へ２２０ｍに位置する、農用地区域の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は７５４アールとなり、また農地法第３条第２項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第２号、阿知須です。

申請地は、ＪＲ岩倉駅から西へ７６０ｍから１．３ｋｍに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、宇部市内に居住する会社員です。

現在、会社員ですが、以前から農業に興味があったため地元の農業者の協力を得て新規就農するものです。

取得後の経営規模は７７アールとなり、また農地法第３条第２項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第３号、徳地伊賀地です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ２．９ｋｍに位置する、農用地区域内

の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業兼林業を営む者です。

譲渡人からの申し出に応え、自宅から近い申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は53アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第4号、徳地小古祖です。

申請地は、徳地インターチェンジから北へ1.4kmから1.6kmに位置する、農用地区域内の農地及び集団的に存在する第1種農地、並びに公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人からの申し出に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は106アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、阿東生雲東分です。

申請地は、JR渡川駅から北西へ450mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請地と自己の耕作地が隣接しており、効率的に耕作できることから、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、1,042アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第6号、阿東地福上です。

申請地は、阿東地域交流センター地福分館から南へ710mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、195アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

事務局

議案第7号、阿東徳佐上です。

申請地は、JR船平山駅から南東へ1.1kmに位置する公共投資の対象となっている第1種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業兼塗装業を営む者です。

利用権を設定し、現在も耕作している申請地を譲り受け、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は、227アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上で農地法第3条の許可申請に係る議案の説明を終了します。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果を順次お願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

川西地区委員

問題ありません。

徳地地区委員

問題ありません。

阿東地区委員

問題ありません。

議長

事務局からの議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

以上の農地法第3条に係る全議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。

只今審議しました農地法第3条に係る全議案について、一括で採決を行います。

全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る申請については、全て「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。  
農地法第4条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは6ページを御覧ください。  
合わせて、参考位置図11ページをお開きください。

議案第8号、大内千坊五丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南西へ1kmに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある、第3種農地です。

以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域内にある第3種農地と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自宅に隣接する申請地を、自己用及び来客用駐車場、苗箱置場として利用するものです。

なお、申請地は、平成15年10月頃に農地法の許可を得ることなく駐車場として転用されたものですが、北部地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第9号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から南へ880mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

現在自分の農地に入るために使用している道が狭く、車両での進入が困難なため進入路とするものです。

なお、申請地は、平成23年3月頃に農地法の許可を得ることなく進入路として造成されたものですが、川西地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

以上の農地法第4条に係る全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・

|        |                                                                                                                                                                                                      |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局    | <p>権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。</p> <p>御審議よろしくお願いいたします。</p>                                                                                          |
| 議長     | <p>次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。</p> <p>なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。</p>                                                                                                                         |
| 北部地区委員 | 問題ありません。                                                                                                                                                                                             |
| 川西地区委員 | 問題ありません。                                                                                                                                                                                             |
| 議長     | <p>事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。</p> <p>以上の農地法第4条に係る全議案については、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。</p> <p>【意見なし】</p> |
| 議長     | <p>それでは、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。</p> <p>只今審議しました農地法第4条に係る全議案について、一括で採決を行います。農地法第4条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【委員挙手（全員）】</p>                                                |
| 議長     | <p>挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。</p> <p>それでは、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。</p> <p>農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。</p>                                                |

それでは、８ページを御覧ください。  
合わせて、参考位置図１３ページをお開きください。

議案第１０号、仁保下郷です。

申請地はＪＲ仁保駅から南へ２３０ｍに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第３種農地です。

申請人は、市内に居住し、造園業を営む者です。

現在使用している自宅の資材置場が手狭であるため、申請地を取得し、資材置場として整備するものです。

議案第１１号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから南東へ３．１ｋｍに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第２種農地です。

申請人は、山梨県北杜(ほくと)市内に居住する会社員です。

申請地を取得し、日照条件の良い部分に太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第１２号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北西へ１．２ｋｍに位置する、用途地域内にある第３種農地です。

申請人は、市内に居住する会社役員です。

自己が経営している会社の事業拡大に伴い、交通の便が良い申請地を取得し、工場の建設及び駐車場を整備し、貸し付けるものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第１３号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北西へ１．２ｋｍに位置する、用途地域内にある第３種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、自動車販売業を営む法人です。

事業拡大に伴い、交通の便が良い申請地を取得し、事務所を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第14号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第15号、宮野下です。

申請地は、JR宮野駅から南へ780mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、内装業を営む者です。

現在の資材置場が手狭となり、また事業エリアを拡大するため、申請地を取得し、資材置場を整備するものです。

なお、申請地の一部は、令和1年11月頃に農地法の許可を得ることなく進入路として造成されたものですが、中央地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第16号、滝町です。

申請地は、山口市役所から北西へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、建設業を営む法人です。

事業の拡大に伴い、現在の資材置場が手狭となったため、隣接する申請地を取得し、資材置場の拡張をするものです。

議案第17号、楠木町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から北西へ1.5kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅街であり、交通の便が良く、住環境に恵まれ、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第18号、吉敷中東二丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから東へ950mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、閑静な住宅街であり、近隣の開発地の売れ行きも好調で、

需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第19号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから東へ1.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社役員です。

自己が役員を務める法人の受注工事の増加に伴い、現在使用している資材置場が手狭となったため、申請地を取得し、事務所を建設し、資材置場を整備し、法人に貸し付けるものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第20号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから南東へ2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第21号、朝田です。

申請地は、JR大歳駅から西へ420mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、建築業を営む者です。

自己が営む建築業で利用している駐車場が手狭となったため、自宅に隣接する申請地を取得し、駐車場として整備するものです。

議案第22号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから南東へ340mに位置する、公共施設から比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する、宗教法人です。

寺社の駐車場が狭く、参拝者用の駐車場が不足しているため、道路に面した申請地を取得し、駐車場として整備するものです。

議案第23号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから南へ950mに位置する、集団的に存在する、第1種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

申請人は現在借家住まいですが、子どもの成長に伴い手狭となったため、実家に近い申請地を取得し、自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第24号、名田島です。

申請地は、名田島地域交流センターから北へ350mに位置する、公共施設から比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、自動車整備業を営む者です。

日照条件の良い申請地を借り受け、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第25号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北東へ1.2kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、下関市内に居住し、不動産賃貸業を営む者です。

隣接地に所有するアパートの管理及び来客用の駐車場が不足しているため、駐車場を整備するものです。

議案第26号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から西へ550mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、学校からも近く、需要が見込めるため、建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第27号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ700mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、岡山県倉敷市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第２８号、江崎です。

申請地は、ＪＲ嘉川駅から西へ９１０ｍに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第２種農地です。

申請人は、福岡県福岡市南区内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第２９号、江崎です。

申請地は、ＪＲ嘉川駅から南西へ１．２ｋｍに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第２種農地です。

申請人は、福岡県宗像市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第３０号、佐山です。

申請地は、ＪＲ本由良駅から南へ６３０ｍに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第２種農地です。

申請人は、宇部市内に居住し、土木工事業を営む者です。

現在、借地にて重機を保管していますが、明け渡すこととなったため、申請地を取得し重機置場として整備するものです。

議案第３１号、小郡上郷です。

申請地は、ＪＲ仁保津駅から南西へ９６０ｍに位置する、用途地域内にある第３種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第３２号、小郡下郷は取り下げられました。

議案第３３号、小郡下郷です。

申請地は、ＪＲ新山口駅から西へ１．１ｋｍに位置する、用途地域内にある第３種農地です。

申請人は、広島県広島市中区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地に地上権を設定し、太陽光発電設備を設置し、売電

事業の拡大を図るものです。

議案第34号、阿知須です。

申請地は、JR岩倉駅から西へ430mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、放送業を営む法人です。

既存の設備を更新するに当たり、冠水の影響を受けにくい申請地に設備を設置するものです。

議案第35号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から南へ880mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、宇部市内に居住する会社員です。

高低差のある隣接地に自己用住宅を建設中ですが、車での出入りが困難なため、道路に面した申請地にカーポートを設置するものです。

なお、申請地は、平成23年3月頃に農地法の許可を得ることなく駐車場として造成されたものですが、川西地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第36号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から南へ1.1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

自宅への車両の進入が困難であるため、申請地を取得し、進入路を拡張するものです。

議案第37号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から西へ1.6kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住し、水道工事業を営む者です。

申請人の夫が営む水道工事業について、既存の資材置場が使えなくなるため、申請地を取得し、夫に貸し出すものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第38号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から西へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっている第1種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、建設業を営む法人です。

既存の資材置場が手狭なため、法人の代表の自宅に隣接する申請地を借り受け、資材置場とするものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

また、申請地は、平成13年に農地法の許可を得ることなく駐車場として造成されたものですが、川西地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第39号、徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ2.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第40号、徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ2.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第41号、徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ2.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第42号、徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ2.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第43号、徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から西へ4.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第44号、徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から西へ4.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第45号、徳地船路です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から北西へ1.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市中区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

事務局

議案第４６号、阿東徳佐上です。

申請地は、ＪＲ船平山駅から東へ９２０ｍに位置する、農用地区域内にある農地です。

申請人は、市内に本店を有する、農地所有適格法人です。

隣接地に乾燥調製施設を建設するにあたり、申請地を借り受け、臨時の資材置場を整備するものです。

なお、この事案につきましては農用地区域内の農地ですが、一時的な転用であって、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であり、農地法施行令第１１条第１項第１号に該当し、許可の対象となるものです。

また一時転用ですので、申請人からは令和２年８月３１日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

以上の農地法第５条に係る議案第１０号から議案第３１号、及び議案第３３号から議案第４６号につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第５条第２項第１号の立地基準に適合しており、また、同項第２号、第３号及び第４号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

徳地地区委員

問題ありません。

阿東地区委員

問題ありません。

|     |                                                                                                                                                                                                                      |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | <p>只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。</p> <p>以上の農地法第5条に係る議案第10号から議案第31号、及び議案第33号から議案第46号については、先ほど関係座長さんから報告がありましており、「問題なし」として総会に提出されております。それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。</p> |
| A委員 | <p>議案第43号について、申請地内で段差があるようですが、雑草の対策はどのようにされているのでしょうか。</p>                                                                                                                                                            |
| 事務局 | <p>防草シートにより対策されていることがほとんどです。本事案の申請者はまだ完了しているものがないのでそこまでの確認はとれておりませんが、環境条例の対象となっておりますので、隣接の同意をとられる際に説明済みと思われます。</p>                                                                                                   |
| B委員 | <p>現地は荒廃していましたが、現在は草を刈ってきれいにされています。以前より悪くなることはないと思われます。</p>                                                                                                                                                          |
| C委員 | <p>段差があるために、設置面積に対して転用面積が大きくなっています。段差の部分はどのようにされるのでしょうか。</p>                                                                                                                                                         |
| B委員 | <p>造成をされることはありませんので、通常どおりの対策になると思います。</p>                                                                                                                                                                            |
| 事務局 | <p>申請地は河川と水路に挟まれ、また周囲とは高低差もあり、周辺の農地への影響は出ない場所です。</p>                                                                                                                                                                 |
| A委員 | <p>では、これからの状況を見るということにしましょう。</p>                                                                                                                                                                                     |
| B委員 | <p>折を見て確認します。</p>                                                                                                                                                                                                    |
| D委員 | <p>パネル設置面積には規定がありますか。転用面積に対してかなりばらつきがあるようですが。</p>                                                                                                                                                                    |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局  | <p>過大な転用は認められませんので、パネル設置面積については自己用住宅同様の取り扱いとしています。ただし、最大出力を大きいものにされる場合はパネル設置面積が大きくなりますので、発電出力に対する面積は様々です。</p>                                                                                                                                              |
| E 委員 | <p>先ほど転用後も管理されているか確認されるとのことでしたが、転用後は農業委員会の手を離れるのではないですか。</p>                                                                                                                                                                                               |
| 事務局  | <p>おっしゃる通りですが、周辺の農地に影響があるようなら確認してもよいかと思います。</p>                                                                                                                                                                                                            |
| 議長   | <p>それでは、以上で農地法第 5 条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。</p> <p>只今審議しました農地法第 5 条に係る議案第 10 号から議案第 31 号、及び議案第 33 号から議案第 46 号について、一括で採決を行います。農地法第 5 条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【委員挙手（全員）】</p>                                                            |
| 議長   | <p>全員挙手と認め、只今審議しました農地法第 5 条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。</p> <p>次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。</p>                                                                                                                                |
| 事務局  | <p>それでは、31 ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画について説明いたします。</p> <p>議案第 47 号です。</p> <p>地区協議会において、協議していただいたとおりで、合計 199 筆 279, 929 m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。御審議よろしくお願いいたします。</p> |

事務局

只今、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画通り「決定」とします。

次に、農用地利用配分計画に対する審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします。

事務局

それでは、３２ページを御覧ください。

農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第４８号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計９２筆、１１１，６１９㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第４項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

次に、現況証明についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします

事務局

それでは、33ページを御覧ください。  
合わせて、参考位置図46ページをお開きください。

議案第49号、仁保下郷です。

登記地目が田の土地1筆、699㎡については昭和61年頃から事業所用駐車場として利用され、平成21年頃から事業所用駐車場及び隣接の宅地の一部として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議に諮りするものです。

議案第50号、吉田です。

登記地目が田の土地1筆、383㎡については、昭和59年11月頃建物が建設されて以降、隣接の宅地と一体で利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議に諮りするものです。

議案第51号、陶です。

登記地目が田の土地1筆、畑の土地1筆、合計205㎡については、平成7年から、隣接する自宅の庭及び駐車場として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議に諮りするものです。

議案第52号、小郡山手上町です。

登記地目が田の土地1筆、畑の土地1筆、合計298㎡については、平成5年頃から隣接地への進入路及び駐車場として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議に諮りするものです。

事務局

議案第５３号、小郡下郷です。

登記地目が田の土地１筆、２８８㎡については、昭和４６年頃から貸駐車場として利用され、現在に至るものです。

昭和４５年１０月以降で２０年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第５４号、阿知須です。

登記地目が畑の土地１筆、１，５３６㎡については、平成５年頃から耕作が放棄され、荒廃し、現在に至るものです。

荒廃で面積が５００㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第５５号、徳地鯖河内です。

登記地目が畑の土地１筆、１１５㎡については、昭和５０年頃に農業用倉庫を建築し、農業用施設用地として利用され、現在に至る。

昭和４５年１０月以降で２０年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第５６号、徳地鯖河内です。

登記地目が畑の土地１筆、２３８㎡については、昭和５０年頃に農業用倉庫を建築し、農業用施設用地として利用され、現在に至る。

昭和４５年１０月以降で２０年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第５７号、阿東生雲東分です。

登記地目が畑の土地２筆、合計６０７㎡については、昭和３０年頃から耕作が放棄され、荒廃し、現在に至るものです。

荒廃で面積が５００㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました  
が、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので議案第４９号から議案第５７号までの現況証明を発行することに「異議なし」とする農業委員の挙手を求めます。

**【委員挙手（全員）】**

議長

全員挙手と認め、現況証明については全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第１号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。４月分の受付状況は記載のとおりです。

報告第２号の意見聴取事案については、別紙のとおりです。

報告第３号については、令和元年度第５回総会における審議保留事案です。一体的に利用する農地について農地法の規定による許可申請書が提出されておらず、計画の実現性に問題があるため保留としていましたが、所要の申請が未だ提出されていないため、本日の総会においても審議保留とするものです。

報告第４号については、農用地区域の変更について、令和元年度第１１回総会で御審議いただいたもののうち１件が、計画見直しのために取り下げられました。

報告については以上です。

議長

只今、事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

**【意見なし】**

議長

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

以上、令和２年度第１回山口市農業委員会総会議事録である。

令和２年４月２０日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 上田 正士

署名委員 海地 博志

記 録 者 岩本 康英